

平成27年第2回定例会
予算決算常任委員会 環境生活農林水産分科会 説明資料

(議案補充説明)

- 1 議案第98号「平成27年度三重県一般会計補正予算(第1号)」・・・1

(所管事項説明)

- 1 「三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例」
に基づく報告・・・別添

平成27年6月
農林水産部

【議案補充説明】

議案第98号「平成27年度三重県一般会計補正予算(第1号)」

平成27年度 6月補正予算 総括表【農林水産部】

○ 款別総括表

(単位:千円)

区 分	平成27年度 当初予算額	6月補正額	平成27年度 6月補正後の額 (A)	平成26年度 当初予算額 (B)	前年度比 (A)／(B)
一般会計	(36,149,436)		(38,726,952)	(37,918,985)	(102.1%)
	34,350,725	2,577,516	36,928,241	35,138,934	105.1%
農林水産業費	(33,774,145)		(36,351,661)	(37,206,845)	(97.7%)
	31,975,434	2,577,516	34,552,950	34,426,794	100.4%
災害復旧費					
	2,375,291	0	2,375,291	712,140	333.5%
特別会計					
	1,965,204	0	1,965,204	1,670,736	117.6%
就農施設等資金貸付事業等					
	188,676	0	188,676	235,410	80.1%
地方卸売市場事業					
	317,205	0	317,205	217,789	145.6%
林業改善資金貸付事業					
	1,095,213	0	1,095,213	852,487	128.5%
沿岸漁業改善資金貸付事業					
	364,110	0	364,110	365,050	99.7%
合 計	(38,114,640)		(40,692,156)	(39,589,721)	(102.8%)
	36,315,929	2,577,516	38,893,445	36,809,670	105.7%

※ 上段()は2月補正予算含みベース

○ 事業別総括表

(単位:千円)

区 分	平成27年度 当初予算額	6月補正額	平成27年度 6月補正後の額 (A)	平成26年度 当初予算額 (B)	前年度比 (A)／(B)
一般会計	(36,149,436)		(38,726,952)	(37,918,985)	(102.1%)
	34,350,725	2,577,516	36,928,241	35,138,934	105.1%
非公共事業	(19,182,033)		(19,551,321)	(18,408,919)	(106.2%)
	18,042,097	369,288	18,411,385	18,182,461	101.3%
公共事業	(16,967,403)		(19,175,631)	(19,510,066)	(98.3%)
	16,308,628	2,208,228	18,516,856	16,956,473	109.2%
国補公共事業	(11,205,431)		(12,734,659)	(14,109,702)	(90.3%)
	10,546,656	1,529,228	12,075,884	11,556,109	104.5%
直轄事業					
	1,433,811	0	1,433,811	2,060,064	69.6%
県単公共事業					
	1,755,821	679,000	2,434,821	2,091,901	116.4%
受託公共事業					
	197,049	0	197,049	536,259	36.7%
災害復旧事業					
	2,375,291	0	2,375,291	712,140	333.5%

※ 上段()は2月補正予算含みベース

平成27年度6月補正予算項目一覧表

「地域創生人材育成事業関係」

非公共事業

(単位：千円)

項	目	事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	補正の概要
農業費	農林水産 振興費	県産品のエキスパート人材の育成・確保事業費	0	7,131	7,131	県産品の魅力を的確に発信し、さらに商品開発に結びつけられるエキスパート人材を育成・確保するため、訓練プログラム開発、座学や実習を組み合わせた研修、直接販売や生産者との交渉などの雇用手型訓練に要する経費を計上
	農業振興費	農山漁村新規ビジネス創出人材育成・確保事業費	0	12,130	12,130	地域資源を活用した新たな商品開発や事業展開などの新規ビジネスを創出できる人材を育成・確保するため、訓練プログラム開発、農林漁業経営体等におけるOJTとOFF-JT研修を組み合わせた雇用手型訓練に要する経費を計上
	農林漁業担い手対策費	農業経営の核となる人材の育成・確保事業費	0	14,645	14,645	農業経営の核となる人材を育成・確保するため、訓練プログラム開発、経営感覚豊かな人材を育成する専門的な訓練、6次産業化に取り組む農業生産法人等における雇用手型訓練に要する経費を計上
		就労体験を通じた農業就労の促進事業費	0	5,342	5,342	未来の農業・農村を担う農業人材を育成・確保するため、6次産業化や国内外販路開拓などに取り組む農業生産法人や農業参入企業等における大学生・高校生を対象とした就労体験を支援するための経費を計上
		園芸産地における障がい者雇用の促進事業費	0	8,910	8,910	園芸産地における障がい者雇用を促進するため、障がい者の農業分野への職場適応を支援する人材を育成し、園芸農家等における障がい者の就労体験、就労体験を実施する園芸農家等への「農業ジョブトレーナー」派遣に要する経費を計上
林業費	林業総務費	林業人材育成・確保事業費	0	16,069	16,069	林業生産性を向上させる主伐や搬出などの技術を有する人材を育成・確保するため、高性能林業機械及び森林作業道の作設オペレーター育成、架線集材熟練技術者の育成のための雇用手型訓練に要する経費を計上
水産業費	水産業経営 対策費	漁業の担い手人材育成・確保事業費	0	4,481	4,481	漁業の未来を担う人材を育成・確保するため、訓練プログラム開発、漁業就業に必要な基礎技術習得訓練やスキルアップ研修、地域における漁村リーダー育成のための雇用手型訓練に要する経費を計上

「平成27年度の政策展開」

非公共事業

(単位：千円)

項	目	事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	補正の概要
農業費	農業 振興費	農業版BCP策定事業費	0	4,345	4,345	大規模な災害の発生に備えて、予め農業生産を円滑に回復するための取組方向や手順を定める「農業版BCP」を策定する経費を計上
畜産業費	畜産 振興費	三重の畜産成長産業化促進事業費	62,863	119,235	182,098	国庫補助金の増に伴う増額(畜産施設等整備)
林業費	林業 指導費	森林整備加速化・林業再生総合対策事業費	0	177,000	177,000	国交付金の追加配分により、未利用間伐材利用促進対策等を実施するための経費を計上

平成27年度6月補正予算項目一覧表

「平成27年度の政策展開」

公共事業

(単位：千円)

項	目	事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	補正の概要
農地費	土地改良費	県営かんがい排水事業費	970,391	43,209	1,013,600	事業進捗を図るための増額 (伊勢市、玉城町、多気町)
		団体営かんがい排水事業費	33,207	768	33,975	事業進捗を図るための増額 (桑名市、名張市、松阪市)
		畑地帯総合農地整備事業費	126,000	10,500	136,500	事業進捗を図るための増額 (熊野市)
		基幹農業水利施設ストックマネジメント事業費	407,826	73,439	481,265	事業進捗を図るための増額 (伊勢市 外4市町)
		高度水利機能確保基盤整備事業費	1,386,244	227,963	1,614,207	事業進捗を図るための増額 (多気町 外4市町)
		県単土地基盤整備事業費	142,573	23,741	166,314	事業進捗を図るための増額 (伊勢市 外3市町)
		国営等関連特別県単事業費	2,440	5,610	8,050	事業進捗を図るための増額 (県内全域)
		県単基幹水利施設緊急調査・補修事業費	12,436	3,110	15,546	事業進捗を図るための増額 (県内全域)
		農業・農村における生物多様性保全対策事業費	1,200	150	1,350	事業進捗を図るための増額 (県内全域)
		田んぼの生きもの復活プロジェクト推進事業費	212	53	265	事業進捗を図るための増額 (県内全域)
	県単土地改良施設整備事業費	7,994	657	8,651	事業進捗を図るための増額 (県内全域)	
	農地防災事業費	県営ため池等整備事業費	290,600	25,451	316,051	事業進捗を図るための増額 (多気町 外4市町)
		地すべり対策事業費	31,500	56,500	88,000	事業進捗を図るための増額 (伊賀市)
		海岸保全施設整備事業費	73,945	33,779	107,724	事業進捗を図るための増額 (鳥羽市、南伊勢町)
		海岸漂着物等処理推進事業費	0	12,600	12,600	海岸漂着物対策予算を計上 (鳥羽市、紀北町)
	振中山間費	県営中山間地域総合整備事業費	524,500	71,400	595,900	事業進捗を図るための増額 (熊野市 外4市町)
		農村地域自然エネルギー活用推進事業費	132,800	126,000	258,800	事業進捗を図るための増額 (津市)
	農村振興費	団体営農業集落排水整備促進事業費	254,600	78,714	333,314	事業進捗を図るための増額 (名張市、亀山市)
		県営農村振興総合整備事業費	63,000	21,000	84,000	事業進捗を図るための増額 (伊賀市、名張市)
		団体営農業集落排水整備支援事業費	111,677	20,195	131,872	事業進捗を図るための増額 (鈴鹿市、明和町、伊賀市)
推進営等	安濃ダム緊急施設整備事業費	50,400	12,143	62,543	事業進捗を図るための増額 (津市)	

※財源更正のみの事業は除く

平成27年度6月補正予算項目一覧表

「平成27年度の政策展開」

公共事業

(単位：千円)

項	目	事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	補正の概要	
林業費	造林費	造林事業費	94,007	202,793	296,800	事業進捗を図るための増額 (県下全域)	
		県単造林事業費	25,811	19,081	44,892	事業進捗を図るための増額 (県下全域)	
	林道費	林道事業費	535,554	40,021	575,575	事業進捗を図るための増額 (津市 外3市町)	
		県単林道事業費	23,942	628	24,570	事業進捗を図るための増額 (松阪市 外7市町)	
	治山費	治山事業費	1,583,533	105,586	1,689,119	事業進捗を図るための増額 (大台町)	
		県単治山事業費	914,708	316,440	1,231,148	事業進捗を図るための増額 (県下全域)	
		治山施設県単災害復旧事業費	29,921	7,876	37,797	事業進捗を図るための増額 (県下全域)	
		県単山地災害危険地対策事業費	226,800	233,941	460,741	事業進捗を図るための増額 (県下全域)	
	総務費	森林	県単森林環境創造事業費	87,475	10,382	97,857	事業進捗を図るための増額 (松阪市、大台町)
	水産業費	振興費	三重の未来を紡ぎ繋げる漁業振興事業費	141,750	68,250	210,000	事業進捗を図るための増額 (志摩市)
水産基盤整備費		県営漁港海岸保全事業費	219,750	124,200	343,950	事業進捗を図るための増額 (明和町、伊勢市)	
		県営水産物供給基盤機能保全事業費	168,000	42,325	210,325	事業進捗を図るための増額 (志摩市、南伊勢町)	
		市町営水産物供給基盤機能保全事業費	170,560	8,420	178,980	事業進捗を図るための増額 (鈴鹿市 外4市町)	
		県営漁港施設機能強化事業費	272,000	136,500	408,500	事業進捗を図るための増額 (大紀町)	
		海女漁業等環境基盤整備事業費	565,050	5,592	570,642	事業進捗を図るための増額 (県下全域)	
		県単漁港改良事業費	32,064	30,336	62,400	事業進捗を図るための増額 (熊野市 外4市町)	
		漁業集落排水整備支援事業費	1,500	6,800	8,300	事業進捗を図るための増額 (南伊勢町)	
		漁港海岸漂着物等処理推進事業費	0	2,075	2,075	海岸漂着物対策予算を計上 (伊勢市、大紀町)	

※財源更正のみの事業は除く

平成27年度6月補正予算 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
三重県民の森の指定管理に係る協定	平成28年度 ～平成32年度	平成28年度 23,670千円
		平成29年度 24,108千円
		平成30年度 24,108千円
		平成31年度 24,108千円
		平成32年度 24,108千円
三重県上野森林公園の指定管理に係る協定	平成28年度 ～平成32年度	平成28年度 27,062千円
		平成29年度 27,563千円
		平成30年度 27,563千円
		平成31年度 27,563千円
		平成32年度 27,563千円

三重県民の森指定管理者制度活用の方針

1 指定管理者制度の活用に当たっての基本的事項

(1) 指定管理者制度活用の目的（期待する効果）

県では、三重県民の森（以下「県民の森」という。）の管理について、民間企業やNPO団体等が持つノウハウの活用や柔軟なサービスの提供を図ることにより、より一層のサービス向上及び経費削減を図るとともに、県が目指す施策の実現に寄与するため、指定管理者制度を活用します。

(2) 施設の設置目的（役割）

県民の森は、県民の心身の健康の増進及び森林環境教育の振興に寄与することを目的として設置しています。

(3) 施設運営の基本的な方向性（運営方針）

県民が豊かな自然に親しみ、ふれあうことのできるよう、適切な維持管理を行っていくとともに、森林及び自然環境に関する学習の機会を提供するため自然体験型イベントを定期的開催することで、生物多様性の保全、自然とのふれあい活動の拠点施設として、より効果的な管理運営を図っていきます。

(4) 施設の概要

ア 施設の名称	三重県民の森
イ 所在地	三重郡菟野町大字千草字西貝石7181-3
ウ 構造規模	
敷地面積	445,836 m ²
自然学習展示館	RC造平屋建 (419.9 m ²)
ふれあいの館	木造平屋建 (218.8 m ²)
休憩舎	木造 8基
公衆便所	RC造 1棟、CB造 1棟、木造 2棟
展望台テラス	木造 (64.8 m ²)
芝生広場	31,537 m ²
遊歩道	6,437m
駐車場	4箇所
遊具	29基

(5) 指定管理者が行う業務の範囲（業務内容、成果目標）

指定管理者が行う業務の具体的な内容は、次のとおりです。

なお、指定管理者が業務の遂行にあたり、県民に提供していくサービスの水準を確保するため、個々の業務区分ごとに具体的な「要求水準」を募集要項の中で定めるとともに、業務の質の向上を図るため、次の「成果目標」を定めることを予定しています。

ア 業務の内容

(ア) 県民の森の森林、植物等の管理に関する業務

- (イ) 県民の森の施設や設備の維持管理及び修繕に関する業務
- (ウ) 県民の森の施設や設備の利用に関する業務
- (エ) 自然体験型イベントの実施に関する業務
- (オ) ホームページ等による県民の森内の自然情報やイベント情報の提供に関する業務
- (カ) 生物多様性の保全へ配慮した取り組みに関する業務
- (キ) その他県民の森の管理運営上必要と認める業務

イ 成果目標

(ア) 来園者数 毎年度 12万人

(イ) 満足度

- ・施設利用者の満足度 80%以上
- ・自然体験型イベント参加者の満足度 92%以上

(6) 利用料金制採用の考え方

県民の森は、できる限り多くの県民に利用していただき、自然環境に関する知識の向上や森林環境教育を自由に行うため、利用料金制度を採用せず、無料の施設とします。

(7) 指定の期間（予定）

指定の期間は、指定管理者制度に関する取扱要綱第4条に規定する指定期間の標準に基づき、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間を予定しています。

(8) 指定管理者に支払う施設管理経費の上限額

指定期間中における指定管理料の総額は、次に示す額を上限とします。

指定管理料の総額 120,102千円（5年間）（消費税及び地方消費税を含む）

2 指定管理者の募集及び選定等に関する事項

(1) 募集の方法

県民の森では、広く民間のノウハウを活用し、より一層の効果的・効率的な管理運営を図るため、指定管理者を公募により選定する予定です。

(2) 選定委員会の構成と委員選定の視点

指定管理候補者の選定にあたり、その選定過程や手続きの透明性・公正性を高めていくため、県職員以外の有識者等で構成する「三重県民の森指定管理者選定委員会」を設置します。

選定委員会は、学識、経験、男女比などを考慮した上、弁護士、公認会計士、経営及び設置目的に関する有識者、施設利用代表者・地域住民代表者（公募により選定）などによる計5～10名の民間委員で構成することを予定しています。

(3) 審査方法及び審査基準等の考え方

選定委員会では、応募者から提出された事業計画書等についてヒアリングを実施した上で、次の選定基準等に基づき総合的な審査を行います。

県は、選定委員会の審査結果を踏まえ、最適と認められる団体を指定管理者の候補者として選定します。

[選定基準]

- ①事業計画の内容が、県民の公平な利用を確保することができるものであること。
- ②事業計画の内容が、施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること。
- ③事業計画の内容が、施設の効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること。
- ④事業計画の内容が、施設等の管理に係る経費の縮減を図るものであること。
- ⑤指定を受けようとするものが、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有していること。

なお、詳細な審議基準、配点については、選定委員会で決定します。

3 今後の日程に関する事項

- | | |
|---------|--|
| 27年 6月 | 第2回定例会6月定例会月会議へ債務負担行為の設定の予算議案を提出、指定管理者制度の活用の方針を報告 |
| 27年 7月 | 第1回選定委員会の開催（審査基準、配点表を決定） |
| 27年 8月 | 公募を開始、現場説明会の開催 |
| 27年 9月 | 第2回定例会9月定例会月会議へ指定管理候補者の選定過程の状況を報告 |
| 27年10月 | 第2回選定委員会（選定委員会によるヒアリングの実施）
第3回選定委員会（選定委員会による最終審査・順位の決定） |
| 27年11月 | 第2回定例会11月定例会月会議へ指定管理者指定議案を提出 |
| 28年1～3月 | 指定管理者の指定、協定の締結、引き継ぎ |
| 28年 4月 | 指定管理者による施設管理を開始 |

三重県上野森林公園指定管理者制度活用の方針

1 指定管理者制度の活用にあたっての基本的事項

(1) 指定管理者制度活用の目的（期待する効果）

県では、三重県上野森林公園（以下「森林公園」という。）の管理について、民間企業やNPO団体等が持つノウハウの活用や柔軟なサービスの提供を図ることにより、より一層のサービス向上及び経費削減を図るとともに、県が目指す施策の実現に寄与するため、指定管理者制度を活用します。

(2) 施設の設置目的（役割）

森林公園は、県民の心身の健康の増進及び森林環境教育の振興に寄与することを目的として設置しています。

(3) 施設運営の基本的な方向性（運営方針）

県民が豊かな自然に親しみ、ふれあうことのできるよう、適切な維持管理を行っていくとともに、森林及び自然環境に関する学習の機会を提供するため自然体験型イベントを定期的を開催することで、生物多様性の保全、自然とのふれあい活動の拠点施設として、より効果的な管理運営を図っていきます。

(4) 施設の概要

ア 施設の名称	三重県上野森林公園		
イ 所在地	伊賀市下友生字松ヶ谷1番地		
ウ 構造規模			
敷地面積	436,956 m ²		
森のまなびや（ビジターコテージ）	木造平屋建	(378.3 m ²)	
かたらいの館（サブコテージ）	木造平屋建	(75.6 m ²)	
風のとりで（展望台）	木造	17.4 m ²	
公衆便所	木造	3棟	
休憩舎	木造	9箇所	
花のテラス		1,472 m ²	
芝生広場		10,878 m ²	
遊歩道		8,225m	
駐車場		2箇所	

(5) 指定管理者が行う業務の範囲（業務内容、成果目標）

指定管理者が行う業務の具体的な内容は、次のとおりです。

なお、指定管理者が業務の遂行にあたり、県民に提供していくサービスの水準を確保するため、個々の業務区分ごとに具体的な「要求水準」を募集要項の中で定めるとともに、業務の質の向上を図るため、次の「成果目標」を定めることを予定しています。

ア 業務の内容

(ア) 森林公園の森林、植物等の管理に関する業務

- (イ) 森林公園の施設や設備の維持管理及び修繕に関する業務
- (ウ) 森林公園の施設や設備の利用に関する業務
- (エ) 自然体験型イベントの実施に関する業務
- (オ) ホームページ等による森林公園内の自然情報やイベント情報の提供に関する業務
- (カ) 生物多様性の保全へ配慮した取り組みに関する業務
- (キ) その他森林公園の管理運営上必要と認める業務

イ 成果目標

(ア) 来園者数 毎年度 7.3万人

(イ) 満足度

- ・施設利用者の満足度 80%以上
- ・自然体験型イベント参加者の満足度 92%以上

(6) 利用料金制採用の考え方

森林公園は、できる限り多くの県民に利用していただき、自然環境に関する知識の向上や森林環境教育を自由に行うため、利用料金制度を採用せず、無料の施設とします。

(7) 指定の期間（予定）

指定の期間は、指定管理者制度に関する取扱要綱第4条に規定する指定期間の標準に基づき、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間を予定しています。

(8) 指定管理者に支払う施設管理経費の上限額

指定期間中における指定管理料の総額は、次に示す額を上限とします。

指定管理料の総額 137,314千円（5年間）（消費税及び地方消費税を含む）

2 指定管理者の募集及び選定等に関する事項

(1) 募集の方法

森林公園では、広く民間のノウハウを活用し、より一層の効果的・効率的な管理運営を図るため、指定管理者を公募により選定する予定です。

(2) 選定委員会の構成と委員選定の視点

指定管理候補者の選定にあたり、その選定過程や手続きの透明性・公正性を高めていくため、県職員以外の有識者等で構成する「三重県上野森林公園指定管理者選定委員会」を設置します。

選定委員会は、学識、経験、男女比などを考慮した上、弁護士、公認会計士、経営及び設置目的に関する有識者、施設利用代表者・地域住民代表者（公募により選定）などによる計5～10名の民間委員で構成することを予定しています。

(3) 審査方法及び審査基準等の考え方

選定委員会では、応募者から提出された事業計画書等についてヒアリングを実施した上で、次の選定基準等に基づき総合的な審査を行います。

県は、選定委員会の審査結果を踏まえ、最適と認められる団体を指定管理者の候補者として選定します。

[選定基準]

- ①事業計画の内容が、県民の公平な利用を確保することができるものであること。
- ②事業計画の内容が、施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること。
- ③事業計画の内容が、施設の効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること。
- ④事業計画の内容が、施設等の管理に係る経費の縮減を図るものであること。
- ⑤指定を受けようとするものが、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有していること。

なお、詳細な審議基準、配点については、選定委員会で決定します。

3 今後の日程に関する事項

- | | |
|---------|--|
| 27年 6月 | 第2回定例会6月定例会月会議へ債務負担行為の設定の予算議案を提出、指定管理者制度の活用の方針を報告 |
| 27年 7月 | 第1回選定委員会の開催（審査基準、配点表を決定） |
| 27年 8月 | 公募を開始、現場説明会の開催 |
| 27年 9月 | 第2回定例会9月定例会月会議へ指定管理候補者の選定過程の状況を報告 |
| 27年10月 | 第2回選定委員会（選定委員会によるヒアリングの実施）
第3回選定委員会（選定委員会による最終審査・順位の決定） |
| 27年11月 | 第2回定例会11月定例会月会議へ指定管理者指定議案を提出 |
| 28年1～3月 | 指定管理者の指定、協定の締結、引き継ぎ |
| 28年 4月 | 指定管理者による施設管理を開始 |

別添

平成27年 第2回定例会

予算決算常任委員会 環境生活農林水産分科会 説明資料

(所管事項説明)

1. 「三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例」に基づく報告について

予算に関する補助金等に係る資料 1

平成27年6月

農 林 水 産 部

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:農林水産部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名 及び住所	交付予定額 (予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
95	森林整備加速 化・林業再生総 合対策事業費補 助金	未定	177,000 (H27.8)	未利用間伐材利用促 進対策、木材加工流通 施設等の整備等に要 する経費を補助する。	(目的・理由) 地域材の需要拡大、地域材の 安定的・効率的な生産・供給 体制の構築及び持続的な林 業経営の確立を図るとともに、 県産材の利用を促進し「緑の 循環」を維持する。 (根拠) 農林水産部関係補助金等交 付要綱	公共財 林業の持続的な発展を図る ためには、林業の生産基盤 を整備することが不可欠で あり、本取組は、県産材の 有効活用を促進させ、森林 の持つ公益的機能の発揮を 図るものであるため、公益性 を有する。	森林・林業 経営課	農林水 産業費	林業費	林業振 興指導 費	森林整備加速 化・林業再生総 合対策事業費
96	団体営農業集 落排水整備促進 事業費補助金	龜山市 龜山市本丸町577	18,916 (H27.6)	農業集落において、し 尿、生活雑排水を処理 する施設の整備に要す る経費を補助する。	(目的・理由) 農業用排水の水質保全、農 業用排水施設の機能維持 又は農村生活環境の改善を 図り、併せて公共用水域の水 質保全に寄与する。 (根拠) 農林水産部関係補助金等交 付要綱	公共財 集落排水施設の整備を進め ることによって、農村地域の 生活環境の向上や公共用 水域の水質保全などが図ら れることから、公益性を有す る。	農業基盤整 備課	農林水 産業費	農地費	農村振 興費	団体営農業集 落排水整備促 進事業費
97	市町営水産物 供給基盤機能保 全事業費補助金	明和町 多気郡明和町大字 馬之上945	11,500 (H27.6)	効率的で効果的な漁 港・漁場施設の更新を 図るため、漁港・漁場 施設の老朽化状況を 調べる機能診断の実 施及び機能診断結果 に基づく機能保全計 画の策定並びに機能保 全計画に基づく漁港・ 漁場施設の保全工 事を行う市町に補助す る。	(目的・理由) これまでに整備されてきた漁 港・漁場施設の健全度を把握 し、計画的な修繕及び保全工 事を行うことにより、当該漁 港・漁場施設を長寿命化し、ラ イフサイクルコストの最小化を 図る。 (根拠) 農林水産部関係補助金等交 付要綱	市場の不完全性 漁港・漁場施設は、水産物 の安定供給のため、広く漁 業者が共同利用する公共施 設であり、施設整備には多 額の費用を要するため、国、 県の補助金によらなければ 事業実施が困難であること から、公益性を有する。	水産基盤整 備課	農林水 産業費	水産業 費	水産基 盤整備 費	市町営水産物 供給基盤機能 保全事業費